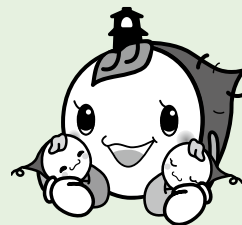


子育て

を応援します!!



子育てのための各種手当や医療費の助成、各種事業などを紹介します。子どもの成長過程などに合わせてご確認ください。

8～9ページに掲載している事業などについて詳しくは、右の二次元コードからも確認できます。



児童手当

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

18歳の年度末までの子どもを養育している方を対象に支給される手当です。子どもが生まれたときや川越市に転入したときは、出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です。申請書は同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所・市ホームページにあります。郵送(〒350-8601 川越市役所こども政策課)でも提出できます。

支給金額(子ども1人当たりの月額)

子の年齢	子の人数	第1・2子	第3子以降
0～3歳の誕生月まで		15,000円	30,000円
～18歳の年度末まで		10,000円	
～22歳の年度末まで	子の人数のカウントのみ		
所得制限	なし		

- * 数えられる子どもの年齢は22歳の年度末までです。
- * 10月分(12月支給)から所得制限が撤廃され、特例給付(月額5,000円)を受給していた方も児童手当が支給されるようになりました。
- * 10月の制度改正に伴い、子どもが高校生年代(16～18歳の年度末まで)のみの方、所得制限により手当を受給していない方は、手続きが必要です。対象となる方には7月末に通知を送付しています。手続きがお済みでない方は、至急手続きしてください。

遺児手当

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

父母のいない15歳の年度末までの子どもを養育している方(父母が子どもと別居し、養育していない場合も含む)を対象に支給される手当です。

支給金額(月額)…子ども1人当たり8,500円

特別児童扶養手当

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している方を対象に支給される手当です。療育手帳④・A・B相当、身体障害者手帳1～3級相当の子どもが対象です。なお、子どもが障害年金の給付を受けている場合や施設に入所している場合は、手当を受けられません。

支給金額(子ども1人当たりの月額)

障害の程度	1級(重度)	2級(中度)
支給金額	55,350円	36,860円

* 支給には所得による制限があります。

児童扶養手当

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

児童扶養手当は、ひとり親家庭等へ支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。ただし、受給資格者やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者の所得(収入から給与所得控除等の必要経費を控除し、養育費の8割を加算した額)により、手当の支給に制限があります。

児童扶養手当制度改正により、11月分(来年1月振込分)手当以降の所得制限限度額が引き上げとなりました。これまで児童扶養手当の申請をしておらず、新たな所得制限限度額未満の場合、申請をすることで翌月分以降の手当を受給できる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

支給金額(児童1人当たりの月額)

手当の形態	支給金額
全部支給	45,500円
一部支給	10,740円～45,490円

加算額(児童1人当たり)

子の人数	手当の形態	支給金額
2人目以降加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	5,380円～10,740円

* 受給資格者や扶養義務者等の所得により制限があります。

こども医療費

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

18歳の年度末までの子どもを対象に、医療費(食事療養標準負担額は除く)の一部を助成します。

申し込み…出生・転入の届け出の際に配布する「こども医療費受給資格登録申請書」に必要事項を記入し、郵送または直接同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所(郵送の場合は〒350-8601 川越市役所こども政策課)

* 出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は、こども医療費受給資格登録申請書を後日郵送します。

* 生活保護やその他の医療費助成制度を受給している場合は、対象となりません。

* 4月の制度改正により、対象年齢が18歳の年度末までに拡大されました。高校生年代(16歳から18歳の年度末まで)で受給資格証をお持ちでない方は、登録が必要です。至急登録手続きをしてください。

ひとり親家庭等医療費

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

母子家庭・父子家庭や、父母のいずれかが障害を持つ家庭などを対象に、医療費の一部を助成します。受給には同課(本庁舎3階)で受給資格の登録が必要です。生活保護を受給している場合や、受給資格者・同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合などは支給されません。

* 来年1月から所得制限額が変更される見込みです。

ファミリー・サポート・センター

こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705

子育ての援助をしたい方(提供会員)と援助の依頼をしたい方(依頼会員)を会員とした組織により、地域の中での子育てを支援しています。事前に登録が必要です。

対象…生後3か月～小学6年生

申し込み…川越市ファミリー・サポート・センター(オアシス内) ☎225-3828

緊急サポートセンター

こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705

会員同士の助け合いにより、病児・病後児の一時保育や宿泊を伴う一時保育、緊急的な一時保育を行っています。事前に登録が必要です。

対象…小学6年生まで

申し込み…緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

* 同センターホームページからも登録できます。

地域子育て支援

子育て支援センター ☎227-3517 ☎227-3936

おおむね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集まれる場所の提供や、子育て情報の発信、子育て講座の開催、育児相談などを市内28か所の子育て支援関連施設で行っています。

* 利用方法・開設日時等は施設ごとに異なります。

病児・病後児保育

こども育成課 ☎224-5724 ☎224-6705

病気または病気回復期の子どもを施設で一時的に預かります。各施設とも利用時間は午前8時から午後6時までです。

利用方法等、詳しくは各施設にお尋ねください。

対象…生後2か月～小学3年生

定員…各施設3人(病状で判断する場合あり)

■病児保育室

実施施設・実施日…育児サポート アイアイ(古谷上・愛和病院内 ☎235-8926)=月～土曜日(日曜日、祝・休日、年末年始を除く)▶みついきッズケア(連雀町・三井病院内 ☎080-1751-6554)=月～土曜日(日曜日、祝・休日、年末年始を除く)▶おさるのゆりかご(砂新田2丁目・おぜきこどもクリニック内 ☎265-8800)=月～金曜日(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

■病後児保育室

病気回復期の児童のみ利用できます。

実施施設・実施日…ハートランドともいき(笠幡・ともいき保育園内 ☎227-3811)=月～金曜日(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

子育て短期支援事業

こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218

保護者が仕事・疾病などの際や、育児疲れなどでリフレッシュしたい場合に児童を預かり、食事の提供等を行います。また、利用の際は小学校などへのお迎えも行います。トワイライトステイ事業(午後5時から9時30分までの一時預かり)とショートステイ事業(宿泊を伴う預かり)の2種類があります。なお、事前に実施施設での見学・面談と同課への申し込みが必要です。

実施施設…ひまわりルーム ☎265-6801

実施日…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

* 金曜日は宿泊できません。

対象…市内在住の3～12歳になった年の年度末までの児童

定員…1日5人

費用…トワイライトステイ事業=1日750円▶ショートステイ事業=1日2,750円

* 世帯の市・県民税の課税状況などによって軽減措置があります。食費等の実費負担があります。

～11月はオレンジリボン・児童虐待
防止推進キャンペーン期間です～
**児童虐待の恐れがある場合
には通告を！**

こども家庭課 ☎224-5821
☎225-5218



令和6年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン標語
189(いちばやく) 気づいてあげて そのサイン

こども家庭庁では毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、広報、啓発活動などさまざまな取り組みを集中的に実施します。虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、通告をしなければなりません。「虐待かも?」と思ったらためらわないでご連絡ください。また、虐待のことで悩んでいる保護者や子ども自身からの相談も受け付けています。秘密は厳守します。

児童虐待とは……?

- **身体的虐待**…殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる など
- **性的虐待**…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など
- **心理的虐待**…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前での家庭内暴力 など
- **ネグレクト**…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても受診させない、車内に子どもを置き去りにする など

子どもに関する相談を受け付けます

■家庭児童相談室

家庭児童相談員が相談に応じます。☎224-5821(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分、祝・休日、年末年始を除く)。

■親と子どもの悩みごと相談@埼玉

LINEで相談できる窓口です。月～金曜日＝午前9時～午後9時▶土・日曜日、祝・休日＝午前9時～午後5時(12月29日(日)～1月3日(金)を除く)。

登録方法…LINEアプリのホーム画面検索で「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」で検索



「しつけ」でも体罰は禁止です

児童福祉法等改正法により、令和2年4月1日からしつけに当たり体罰を加えることは禁止されました。

- 言葉で注意したが、言うことを聞かないので頬を叩いた などは体罰にあたります。

「虐待かも?」と思ったらご連絡ください

通報先	電話番号・受付時間など
児童虐待防止 SOS センター * こども家庭課内にある同センターにつながります。 * 開設日時以外は、児童相談所虐待対応ダイヤル☎189にご連絡ください。	☎0120-283-505 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く) * ☎0120-283-565でも相談できます(即日対応できない場合があります)
児童相談所虐待対応ダイヤル * 近くの児童相談所につながります。	☎189 24時間。通話無料
埼玉県虐待通報ダイヤル * 児童・高齢者・障害のある方への虐待等の通報を受け付けています。	☎ #7171 24時間。通話無料 * つながらない場合は☎0120-80-7171または☎048-762-7533(有料)へ

好評につき
追加募集!

置き配バッグの無料配布

産業振興課 ☎224-5934☎224-8712

広報川越6月号でお知らせした「置き配バッグ無料配布事業」の追加募集を行います。置き配バッグの活用などにより、再配達を減らしましょう!

応募対象

- 市内在住(1世帯当たり1応募)
- アンケートに協力できる方
- 置き配バッグを自ら使用する意思のある方
- * 前回当選者は対象外
- * 前回落選者は自動で抽選対象となるため応募は不要

申し込み

11月11日(月)から20日(火)までに電子申請

配布数

2,000個(抽選)



11月14日(木) 県民の日の無料公開

● 市立博物館・川越城本丸御殿
問い合わせ…同館 ☎222-5399

● 市立美術館
問い合わせ…同館 ☎228-8080

● 川越まつり会館・旧山崎家別邸
問い合わせ…同館 ☎225-2727

● こどもの城プラネタリウム特別投影
時間…午後3時30分～
問い合わせ…こどもの城 ☎225-7289

11月12日から25日まで

女性に対する暴力をなくす運動

男女共同参画課 Tel224-5723
Fax224-6705

毎年11月12日から25日までは、内閣府等が主催する「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

密室で行われる、被害を訴えづらい等の理由から、潜在化しやすい女性に対する暴力の問題についてここで改めて考えて、女性の人権尊重と、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指しましょう。

パープルリボンキャンペーン

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、女性に対する暴力根絶のメッセージを含めたパープルリボンを用いた啓発活動を実施します。県が行うタペストリーの共同製作に参加しますので、ぜひタペストリーのポケットに、パープルリボンを入れてください。

日時…11月16日(土)午前10時～午後3時 場所…ウェスタ川越



パープル・ライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、施設等を紫色にライトアップする、パープル・ライトアップを、取り組みに賛同する事業者の施設で実施します。

*ライトアップの日は、都合により変更となる場合があります。

事業者・施設名	日時
埼玉縣信用金庫川越支店	11月12日(火)～25日(月)夜間点灯(駐車場の屋外灯)
飯能信用金庫笠幡支店	
飯能信用金庫川越支店	11月12日(火)～25日(月)午後5時～7時
飯能信用金庫川越石原町支店	
りそな コエドテラス	11月12日(火)～25日(月)午後5時～9時



女性に対する
暴力をなくす運動



相談先一覧

「女性の人権ホットライン」強化週間

人権推進課 Tel224-5579 Fax223-1726

法務局職員と人権擁護委員による電話相談。通常の時間を延長して受け付けます。相談内容などの秘密は厳守されます。

日時…11月13日(水)～19日(火)午前8時30分～午後7時(16日(土)・17日(日)=午前10時～午後5時)

相談電話番号…Tel0570-070-810

市の育英資金

来年4月から高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・高等専門学校・大学・専修学校などに進学または在学する方で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、学資金と入学準備金を無利子でお貸しします。

対象…次のすべてを満たす方①市内に引き続き6か月以上在住している、②経済的理由で学資金や入学準備金の支出が困難である、③学業成績が良好である、④校長の推薦を受けられる

償還期間…貸付期間の2倍(償還開始は卒業6か月後から)

提出書類…①借入申請書、②校長の推薦書、③成績証明書、④健康診断書、⑤住民票(世帯全員のもの)、⑥合格通知書の写し、⑦保護者の令和6年度課税証明書
*提出書類①②の用紙は、同課または市ホームページにあります。⑥は合格決定後、速やかに提出してください。
申し込み…来年1月6日(月)～31日(金)(必着)までに郵

教育総務課 Tel224-6074 Fax224-5086

送または直接同課(東庁舎2階。郵送の場合は〒350-8601川越市役所教育総務課)

*貸し付けの決定には審査があります。申請された方全員に貸し付けが決定されるとは限りません。

貸付額

区分	貸付金		
学資金 (月額)	高等学校 中等教育学校(後期課程に限る) 専修学校	国公立	13,000円
		私立	20,000円
	高等専門学校		16,000円
	大学(短期大学含む)		30,000円
入学 準備金	高等学校 中等教育学校(後期課程に限る) 専修学校	国公立	150,000円
		私立	280,000円
	高等専門学校		160,000円
	大学(短期大学含む)		360,000円



川越市子ども計画(原案)への意見募集



こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

市では、現行計画である「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の期間満了に伴い、来年度から始まる次期計画の策定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。



閲覧・募集期間…11月27日(水)～12月26日(木)(必着)まで
閲覧場所…同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所

対象…市内在住・在勤・在学または利害関係のある方
意見の提出方法…閲覧場所または市ホームページにある意見提出用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所こども政策課)

■意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定を進める上での参考にします。

また、意見の内容と市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。

なお、個人情報とは公表しません。

野外焼却の禁止



資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、一部の例外を除き禁止されています。近隣の方の迷惑になるだけでなく、健康被害につながる場合もあります。状況によっては、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科されます。

家庭からのごみは、きちんと分別し、それぞれの収集日に出してください。ごみが多量の場合は直接東清掃センター・資源化センターにお持ちください。事業所からのごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分け、それぞれ適正に処分してください。

なお、野焼きで迷惑を受けているなど、お困りの方は次の各課までご相談ください。焼却を行っている場所により、担当課が異なります。

場所	担当課
家の敷地	資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054
農地	農政課 ☎224-5939 ☎224-8712
その他	産業廃棄物指導課 ☎239-7007 ☎239-5059

川越市長選挙の日程

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120 ☎226-7713

川越市長選挙の投票日・告示日は次のとおりです。

投票日…来年1月26日(日)

告示日…来年1月19日(日)

川越市長選挙立候補予定者説明会

次のとおり、立候補予定者説明会を行います。

日時…11月30日(土)10時～

会場…7AB 会議室(本庁舎7階)



住宅改修費用の一部を補助(後期分)



産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

地域経済対策の一環として、住宅改修工事費用の一部を補助します。

補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。対象・申し込み方法等、詳しくはお尋ねください。

*申請額が予算の範囲を超えた場合は、公開抽選にて交付対象者を決定します。

事前申請期間…11月6日(水)～13日(水)

補助額…改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち、5%に相当する額(1,000円未満切り捨て)で、5万円を限度

川越市住宅用脱炭素化設備等導入奨励金(後期)



環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

個人の住宅に脱炭素化設備を設置した方に、奨励金を交付します。奨励金は4月1日(月)から来年2月28日(金)の期間中に工事が完了した方が交付対象です。

受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、申請のあったすべてを対象に抽選を行います。

受付期間…来年1月15日(水)午前9時～2月14日(金)午後5時15分(必着)

補助対象設備…太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、V2H 充放電設備

申し込み…申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送または直接同課(本庁舎5階。郵送の場合は、簡易書留またはレターパックプラス)



11月はケアラー月間



地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。ケアラーの方が孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定めています。この機会にケアラーについて考えてみませんか。

ケアラーの方もひとりで悩まず、自身の困りごとについてご相談ください。

相談先…福祉総合相談窓口 ☎293-4220

11月30日(いいみらい)は「年金の日」



市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

厚生労働省では、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせる日として、11月30日を「年金の日」としています。この機会に、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」で年金見込額等を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

詳しくは、日本年金機構ホームページを確認するか、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

葬儀・料理取扱店を募集



斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

来年度から令和10年度末までの市民聖苑葬儀の葬儀取扱店と料理取扱店を募集します。詳しくは、斎場で配布する募集案内または市ホームページをご確認ください。

登録期間…来年4月1日(火)～令和11年3月31日(土)

申し込み…募集案内にある申込書に必要書類を添えて、11月1日(金)から30日(土)までに直接斎場

11月は生活衛生同業組合活動推進月間



食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

生活衛生同業組合は、理容、美容、クリーニングや飲食店など、生活衛生関係営業ごとに設立された組織です。毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、安心・安全なサービスを提供するための活動を推進しています。

大気中放射線量の定点モニタリング結果



環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

市では、放射線量の変化を定期的に把握するため、14地点の公共施設等で放射線量を測定しています。

測定日…8月20日・21日

測定機器・方法…NaI シンチレーションサーバイメータ TCS-172B (エネルギー補償付き)により市職員が測定

測定結果…いずれの地点の測定値も、市が設定する対応の目安よりも低い値でした。

Jアラートの試験(訓練)放送を流します

防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895



国が発する弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されることを確認する全国一斉情報伝達試験を11月20日(水)午前11時に実施します。

当日は市内全ての防災行政無線から放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●「川越市環境マネジメントシステム実施報告書」の公表 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

令和5年度の実績をまとめた同報告書を、11月18日(月)から同課(本庁舎5階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市民センター・図書館・公民館で閲覧することができます。また、同報告書に対する意見・提案を12月13日(金)まで同課で受け付けます(ファクス可)。市ホームページからも閲覧・意見ができます。

●川越市都市計画審議会を開催します 都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800

川越都市計画生産緑地地区の変更についてなど。11月22日(金)午後2時～(受け付けは午後1時40分から)。中央公民館3階。傍聴は先着5人。当日直接会場。

●「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の公表 教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

同報告書は、同課(東庁舎2階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市ホームページで確認することができます。

●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

11月23日(木)午前10時～。対象は市内在住。定員は先着10人。申し込みは電話で斎場。